

## 農業用水水源地域保全整備事業（新規）

### 1. 趣旨

- (1) 良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全のためには、水源地域における森林について、水源かん養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良好な森林水環境の形成を図る必要がある。
- (2) また、地球温暖化問題は人類全体の重要な環境問題である。とりわけ京都議定書に定められた目標達成は喫緊の課題であり、森林のCO<sub>2</sub>吸収量目標の達成に向けた森林整備等の強力な推進が不可欠である。
- (3) このため、農業生産地域の水源地域において良質な農業用水の安定的な供給等に資するため水源林の間伐等を実施する。

### 2. 事業内容

- (1) 農業用水関連特定森林整備対策  
農業用水の水源地域における水源林等の間伐等を実施する。
- (2) 耕作放棄地対策（農地環境整備事業）  
山際の耕作放棄地における林地整備を実施する。

### 3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体    2(1) 都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等  
                          2(2) 都道府県、市町村
- (2) 補助率            2(1) 3 / 10 等（林野庁事業の補助率）  
                          2(2) 5 . 5 / 10
- (3) 事業実施期間    平成 19 年度～平成 24 年度

- 4. 平成 19 年度概算決定額    5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円 ( 0 )  
（ただし、2.(2)については農地環境整備事業の内数）

【担当課：農村振興局整備部水利整備課施設管理室】